

## 男女共同参画週間について（6月23日～6月29日）

男女共同参画推進本部は、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成 11 年 6 月 23 日を踏まえ、毎年 6 月 23 日から 29 日までの 1 週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

令和 3 年度の男女共同参画週間のキャッチフレーズ

**“女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ”**

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、みなさん一人ひとりの理解や取組が必要です。

この機会に、女性だから、男性だからといった性別による無意識の思い込みについて考えてみませんか？

町では、この週間に合わせ町立みささ図書館に特設コーナーを設置することとしていますので、是非ご活用ください。

男女共同参画特設コーナー

【期間】 6月16日（水）から6月29日（火）

【場所】 みささ図書館

【内容】 男女共同参画に関する書籍コーナーや啓発パネルを設置

【問い合わせ先】 役場総務課 電話 43-3500